

都道府県別DNA鑑定結果

平成20年12月末日現在

県コード	都道府県	申請数	判明者数	否定数	鑑定待者数	備考
1	北海道	73	32	30	11	
2	青森県	33	21	8	4	
3	岩手県	40	20	16	4	
4	宮城県	16	8	6	2	
5	秋田県	16	5	9	2	
6	山形県	22	11	7	4	
7	福島県	31	13	9	9	
8	茨城県	30	12	16	2	
9	栃木県	15	8	4	3	
10	群馬県	19	13	5	1	
11	埼玉県	69	32	27	10	
12	千葉県	73	31	31	11	
13	東京都	100	40	46	14	
14	神奈川県	69	20	42	7	
15	新潟県	29	7	15	7	
16	富山県	13	5	5	3	
17	石川県	11	5	3	3	
18	福井県	6	3	1	2	
19	山梨県	12	8	3	1	
20	長野県	40	17	15	8	
21	岐阜県	31	8	16	7	
22	静岡県	39	22	14	3	
23	愛知県	40	22	13	5	
24	三重県	20	13	7	0	
25	滋賀県	13	6	5	2	
26	京都府	20	6	9	5	
27	大阪府	52	27	15	10	
28	兵庫県	49	23	18	8	
29	奈良県	15	11	2	2	
30	和歌山県	16	11	3	2	
31	鳥取県	8	2	4	2	
32	島根県	20	11	4	5	
33	岡山県	32	14	14	4	
34	広島県	85	38	30	17	
35	山口県	30	23	3	4	
36	徳島県	9	3	2	4	
37	香川県	7	2	3	2	
38	愛媛県	20	7	8	5	
39	高知県	23	9	8	6	
40	福岡県	53	30	18	5	
41	佐賀県	7	3	4	0	
42	長崎県	11	3	6	2	
43	熊本県	18	12	5	1	
44	大分県	13	2	7	4	
45	宮崎県	19	10	4	5	
46	鹿児島県	34	19	10	5	
47	沖縄県	7	1	4	2	
計		1,408	649	534	225	

注:上記の件数はいずれも申請者の居住地都道府県別の数である。(判明数も遺骨の伝達件数ではない)
申請数は平成11～19年収集分に対して申請のあった件数である。

戦没者遺骨の伝達実績（都道府県別過去5カ年）

平成20年12月末日現在

番号	都道府県名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	合計
1	北海道	2	12	8	6	2	30
2	青森	2	5	9	1	1	18
3	岩手	1	2	8	6	3	20
4	宮城	1	1	4	1	0	7
5	秋田	0	1	2	1	0	4
6	山形	0	2	4	3	2	11
7	福島	2	2	6	1	0	11
8	茨城	1	3	2	4	2	12
9	栃木	1	3	3	0	0	7
10	群馬	1	0	3	4	4	12
11	埼玉	1	9	10	4	6	30
12	千葉	4	2	12	11	3	32
13	東京	3	5	11	15	6	40
14	神奈川	2	3	9	5	4	23
15	新潟	1	3	1	0	2	7
16	富山	0	1	1	2	0	4
17	石川	0	1	1	1	1	4
18	福井	0	0	1	0	1	2
19	山梨	0	1	5	2	1	9
20	長野	1	2	3	3	6	15
21	岐阜	1	1	1	3	1	7
22	静岡	1	1	6	5	7	20
23	愛知	1	7	4	8	0	20
24	三重	0	3	4	4	2	13
25	滋賀	1	0	3	1	1	6
26	京都	1	0	3	0	1	5
27	大阪	2	6	8	7	4	27
28	兵庫	1	5	8	4	2	20
29	奈良	1	2	6	2	0	11
30	和歌山	3	0	4	3	1	11
31	鳥取	2	0	1	1	0	4
32	島根	0	1	3	4	1	9
33	岡山	1	3	5	0	3	12
34	広島	1	6	7	17	8	39
35	山口	1	4	8	2	5	20
36	徳島	0	1	1	1	0	3
37	香川	0	3	0	0	0	3
38	愛媛	0	1	3	0	2	6
39	高知	1	0	4	1	2	8
40	福岡	1	5	10	8	3	27
41	佐賀	0	0	1	1	1	3
42	長崎	2	0	0	2	0	4
43	熊本	0	3	1	1	5	10
44	大分	0	0	1	0	2	3
45	宮崎	0	3	0	5	1	9
46	鹿児島	1	6	3	4	4	18
47	沖縄	0	0	0	0	0	0
計		45	119	198	154	100	616

注 上記の件数はいずれも受領遺族の居住地都道府県別の数である。



(連絡事項 4) 中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査について

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」第14条の規定による「生活保護法」第23条の規定の例により、平成21年度から支援給付事務の監査を都道府県・指定都市の協力を得て来年度から実施することとし、所要経費を来年度予算案に盛り込んでいるところである。

監査の実施にあたっては、監査資料の作成や管内の実施機関に対する実地監査等をお願いすることとしているので、当該監査事業が円滑に実施できるよう、ご協力をお願いしたい。

なお、具体的な実施要領等については、各都道府県等のご意見を踏まえ取りまとめているところであり、確定次第お示ししたいと考えている。

参 考 资 料